

利用料金及び会計

1 利用料金

(1) 公園入園料 (11/11～翌年 3/31 の期間は対象外)

青少年山の家 (以下、「山の家」という) は「国営滝野すずらん丘陵公園」の中にあるため、山を家の利用にあたっては公園入園料が発生いたします。

(2) 山の家利用料金

施設使用料、食事代、その他 (シーツ、クラフト、キャンプファイヤー用薪等) の 3 種類あります。

(3) 支払方法・引率者割引・減免対象について

	公園入園料	山の家施設使用料
支払方法	<u>当日現金のみ</u>	<u>現金、後納 (振込)</u> から選択
引率者割引	なし	<u>児童の人数の 2 割に相当する人数</u> (1 人未満は切り捨て) の引率者
減免対象	手帳所持者 (身体障害者、療育、精神障害者保健福祉手帳) 及びその介添者 (各手帳所持者 1 名に対して 1 名)	
		準要保護児童生徒 特別支援学級 (校) 在籍児童生徒。
必要書類	人数報告用紙	
問い合わせ先	国営滝野すずらん丘陵公園 溪流口案内所 592-3333	札幌市青少年山の家 591-0303

※後納 (振込) の振込期限は利用日から 1 か月以内となります。

※振込手数料は、一度のみ山の家が負担します。複数回にわたる振込の場合、2 回目以降の手数料については各団体の負担となります。

※後納 (振込) を選択された場合、後日現金払いへの変更はできません。

2 領収書及び請求書

(1) 発行する領収書

公園入園料の領収書と山の家利用料金の領収書の2種類が発行されます。

※領収書の再発行はいたしません。

(2) 宛名・料金内訳

領収書・請求書の宛名や料金内訳は、事前に**必ず事務職員の方と確認をしてください。**

※当日会計終了後の宛名や数量変更等は、一切お受けできません。

(3) 入園料の宛名

入園料の宛名が、「学校資金前渡職員…」の場合には、**支出命令書またはその起案の写しをご提出ください。**

3 料金の内訳及び案分

山の家では、炊事用薪・炭、キャンプファイヤー用薪一式、施設ボランティア料金について、単価を分割して領収・請求書を発行することは一切できません。「〇〇小学校（薪代）」のように領収・請求書を発行することは可能ですので、案分・端数処理は各学校において行ってください。

なお、端数処理に関するご不明点は、札幌市教育委員会に直接お問い合わせください。

お問い合わせ先 札幌市教育委員会 学校教育部 教育課程担当課 義務教育担当係 牧野 宜英（まきの のりひで）指導主事 TEL 011-211-3891 FAX 011-211-3862

4 その他 注意事項

(1) カメラマンについては団体の一部となりますので、学校団体を通じて会計及び請求をさせていただきます。

事前にカメラマンと確認をお願いいたします。**（カメラマンとの金銭のやり取りはいたしません）**

(2) **減免申請につきましても、会計終了後の変更は一切できません。**申請中の減免対象者がいる場合は、利用者名簿に「申請中」と記入し、使用料減免申請書の人数には含まずに提出してください。入館日当日に認定されているかどうかで減免となるかが決まりますので、認定されたかを必ずお知らせください。